

水上オートバイ等は 航行マナーを守りましょう!



水上オートバイ、モーターボート等の動力船は、以下のエリアでの安全な航行等をお願いします!

■「マップ」(裏面)に 次のエリアを表示しています■

遵守事項

徐行エリア

⇒ 天橋立周辺の沿岸100m以内
8km/h以下(波立たない程度)で航行

※遊泳者等がいる場合は接近しないか 更に減速

【安全航行】 暴走、波立、他船への接近、航路妨害等の行為はしない

【騒音防止】 ふかし音、音楽を鳴らしながらの航行、大声で騒ぐなどの周囲への迷惑行為はしない

航行自粛エリア

⇒ 水上オートバイは、
「文珠水道」を航行しない!

着岸・停留・錨泊 しないエリア

⇒ 天橋立付近では、着岸・停留・錨泊 及び マリン
レジャー機材(水上オートバイ等)の上げ下ろしはしない

(ただし、漁業、護岸・環境保全作業、安全対策に従事する船舶 及び
許可を得た棧橋を使用する船舶は除く)

着岸できるエリア

着岸できる期間
(4月29日~9月末)

⇒ マップ(裏面)で指定した場所に限る
(バーベキューやテントの設営はしないこと)

※マリン事業者から出航される方は、天橋立エリアのルールを遵守する証として
「リストバンド」を装着する取組を実施しています!

参考 (京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例 第13条 抜粋)

・プレジャーボートの付近に遊泳者等がいる場合又は漁業上の施設、工事現場等がある場合は、減速すること及びこれらに接近しない等の安全な方法で操縦すること

私たちは、日本三景「天橋立」を訪れた皆さん、地域の皆さんに
「安心、安全で快適に過ごしていただきたい」と考えています。

海面利用のルールを守って 誰もが安心、安全で快適に楽しめる
天橋立になりますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

天橋立海面利用安全対策協議会





天橋立観光協会・天橋立府中観光会・天橋立文珠繁栄会・文珠自治会・宮津市府中地区連合自治会・京都府漁業協同組合
宮津支所・丹後海陸交通(株)・宮津商工会議所・マリン事業者

(事務局) 宮津市産業経済部商工観光課(0772-45-1625)・京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課(0772-62-4301)



天橋立エリア自主規制マップ

R3年4月
改訂

-  徐行(8km/h以下で航行)エリア ⇒ 天橋立周辺の沿岸100m以内
-  水上オートバイの航行自粛エリア ・  着岸できるエリア
-  着岸・停留・錨泊しないエリア ⇒ 天橋立全域を含むマップの指定したエリア



注意事項

海水浴場開設期間中は遊泳区域に進入せず、遊泳区域の境界から100m以上離れて航行してください!